

地方団体から申出のあった交付税の算定方法に関する
意見の処理について 【地方交付税法第17条の4】

1 意見の提出数(平成29年8月以降)

		項目数	件数
法律事項 (処理済み)	都道府県分	55	150
	市町村分	33	82
	計	88	232
省令事項	都道府県分	67	94
	市町村分	59	104
	計	126	198
計	都道府県分	122	244
	市町村分	92	186
	計	214	430

2 省令事項に係る意見の処理(案)について

126項目(198件)のうち37項目(75件)(別紙の「処理状況」欄に※を付したもの)について意見の趣旨を踏まえ算定方法の改正等を行う。

【意見の趣旨を踏まえて算定方法の改正等を行う主な例】

- 合併後の市町村の姿の変化に対応した算定 5項目(5件)
- 難病医療費負担事務の指定都市への移譲に対応した算定 1項目(7件)
- 国民健康保険の都道府県移管に対応した算定 1項目(1件)

地方公共団体の意見申出制度(交付税法第17条の4)の概要

地方交付税の算定について、地方団体の意見をよりの確に反映するとともに、その過程をより明らかにするために創設。

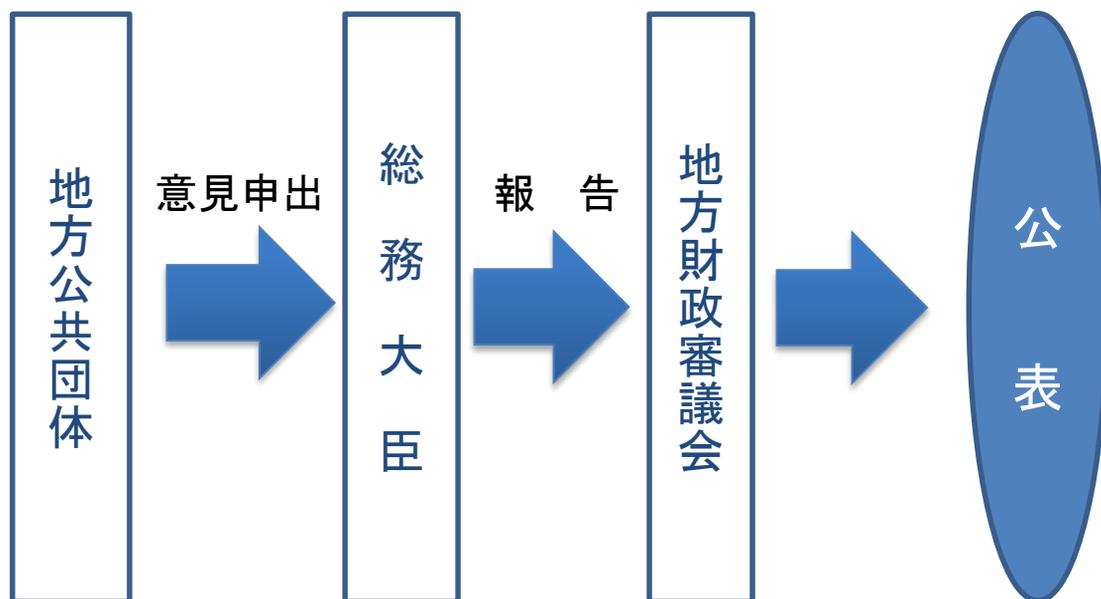
(地方交付税法 第17条の4 (平成12年4月施行))

<例年の意見申出・公表の時期>

意見申出：9月中旬～下旬

公表：(法律事項) 3月末～4月上旬

(省令事項) 次年度7月末



(交付税の額の算定方法に関する意見の申出)

第十七条の四 地方団体は、交付税の額の算定方法に関し、総務大臣に対し意見を申し出ることができる。この場合において、市町村にあつては、当該意見の申出は、都道府県知事を経由してしなければならない。

2 総務大臣は、前項の意見の申出を受けた場合においては、これを誠実に処理するとともに、その処理の結果を、地方財政審議会に、第二十三条の規定により意見を聴くに際し、報告しなければならない。

平成 12 年度以降の意見の処理状況は下表のとおりである。

年 度	区 分	提出件数	提出項目数	採用項目数
平成 12 年度	補正係数等 (省令事項)	103	60	14
平成 13 年度	単位費用等 (法律事項)	157	103	33
	補正係数等 (省令事項)	282	183	32
平成 14 年度	単位費用等 (法律事項)	167	116	31
	補正係数等 (省令事項)	232	165	31
平成 15 年度	単位費用等 (法律事項)	137	93	39
	補正係数等 (省令事項)	222	146	34
平成 16 年度	単位費用等 (法律事項)	145	88	41
	補正係数等 (省令事項)	150	106	29
平成 17 年度	単位費用等 (法律事項)	156	98	36
	補正係数等 (省令事項)	144	86	24
平成 18 年度	単位費用等 (法律事項)	198	88	25
	補正係数等 (省令事項)	124	97	28
平成 19 年度	単位費用等 (法律事項)	241	128	59
	補正係数等 (省令事項)	177	111	30
平成 20 年度	単位費用等 (法律事項)	172	79	18
	補正係数等 (省令事項)	212	114	31
平成 21 年度	単位費用等 (法律事項)	181	70	27
	補正係数等 (省令事項)	161	100	20
平成 22 年度	単位費用等 (法律事項)	171	81	27
	補正係数等 (省令事項)	149	98	13
平成 23 年度	単位費用等 (法律事項)	214	76	27
	補正係数等 (省令事項)	152	111	25
平成 24 年度	単位費用等 (法律事項)	181	62	23
	補正係数等 (省令事項)	183	129	31
平成 25 年度	単位費用等 (法律事項)	175	58	16
	補正係数等 (省令事項)	196	132	32
平成 26 年度	単位費用等 (法律事項)	318	92	40
	補正係数等 (省令事項)	291	146	55
平成 27 年度	単位費用等 (法律事項)	251	111	76
	補正係数等 (省令事項)	262	144	42
平成 28 年度	単位費用等 (法律事項)	225	79	45
	補正係数等 (省令事項)	277	173	45
平成 29 年度	単位費用等 (法律事項)	256	101	64
	補正係数等 (省令事項)	216	138	45
平成 30 年度	単位費用等 (法律事項)	232	88	60
	補正係数等 (省令事項)	198	126	37

地方交付税法第17条の4に基づく意見の一覧(省令事項)

平成30年7月

「処理状況」欄の※は、意見の趣旨を踏まえて算定方法の改正等(一部採用を含む。)を行うこととしたものを示す。

都道府県分

○基準財政需要額に係るもの

費目	提出団体	内容	処理状況	
総括的事項	東京都	大都市特有の財政需要の反映	※	
	愛知県	普通態容補正の共通係数の引上げ		
	神奈川県	段階補正係数の見直し(過度の財源調整の見直し)		
	大阪府	段階補正による過度な割落としの見直し		
	山口県	トップランナー方式における地域の実態を踏まえた算定	※	
道路橋りょう費	北海道	寒冷補正係数の堅持及び充実	※	
	茨城県 奈良県	道路橋りょう費(道路延長)における投資補正係数の見直し		
	徳島県	道路橋りょう費(道路の延長)における投資補正係数の算定方法の見直し		
	山梨県	道路橋りょう費(道路の面積)における補正係数の設定方法の見直し		
	北海道	北海道特例補助率に伴う割落率の廃止		
	沖縄県	道路橋りょう費(道路の延長)の投資補正係数の算定における割落としの廃止		
河川費	大阪府	河川の維持管理費等に対する密度補正の新設		
教育費総括	熊本県	教育費の実態に見合った需要額の算定		
中学校費	群馬県 千葉県 石川県 京都府 奈良県 岡山県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県	都道府県立中学校運営費の普通交付税措置		
	福島県	東日本大震災に係る教育費関係の特例率の適用の継続	※	
	沖縄県	高等学校の空調設備に係る維持管理費の交付税措置		
	その他の教育費	奈良県	密度補正(人口密度の大小による教育事務所数の通増を勘案)の廃止	
		沖縄県	高校生等奨学のための給付金における密度補正の新設	
	社会福祉費	大阪府	児童福祉法等の改正に伴う児童福祉司の配置基準を反映する密度補正係数の新設	
	衛生費	山形県	都道府県立病院会計への繰出金に係る密度補正Ⅱの算定方法の継続	※
		大阪府	都道府県立病院会計への繰出金等(高度医療に要する経費)に係る密度補正係数の見直し	
		奈良県	密度補正Ⅰ(人口密度の大小による保健所数の通増を勘案)の廃止	
		宮崎県	交付税措置の対象となる公立病院等の施設整備費に係る建築単価の上限額の見直し	
沖縄県		都道府県が設置している診療所に要する財政措置		

費目	提出団体	内 容	処理状況
農業行政費	鹿児島県	畜産行政に係る密度補正の新設	
商工行政費	鳥取県	観光振興に要する経費の適切な算入	
地域振興費	徳島県	段階補正及び人口急減補正の存続及び適正水準の確保	※
	山形県	人口急減補正の継続	※
	長崎県	へき地補正の適切な算定	
	青森県 鳥取県 島根県	投資的経費における交付税措置の拡充	※
	和歌山県	投資的経費における適切な算定	※
	愛知県	公共施設の老朽化対策にかかる経費の投資補正の新設	
	富山県	新幹線鉄道整備事業債に係る事業費補正の見直し	
	香川県	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構((旧)本州四国連絡橋公団)への出資金に係る地方債元利償還金の算入	
	兵庫県	外国青年招致人員数に応じた密度補正の新設	
	新潟県	へき地補正の算定方法の見直し	
	沖縄県	機会損失に係る補正及び従来単価の復活	
	地域の元気創造事業費	神奈川県	まち・ひと・しごと創生事業費の適正な算定
秋田県 長野県 大分県		条件不利地域に係る割増係数の見直し	※
青森県		条件不利地域の割増し係数の継続	※
奈良県		女性就業率を用いた係数の算出方法の見直し	
東京都		人件費削減率の算定方法の見直し	
東京都		人件費を除く経常的経費削減率の算定方法の見直し	
石川県		ラスパイレズ指数の算定方法の見直し	
石川県 兵庫県		職員数削減率の算定方法の見直し	
鳥取県		地域の元気創造事業費の指標の見直し	
愛知県		「人づくり」等に要する経費の措置の充実	
人口減少等特別対策事業費		高知県	人口減少等特別対策事業費の「取組の必要度」の係数の見直し
	岩手県	「取組の必要度」の算定方法の見直し	※
	秋田県	取組の成果に応じた算定へのシフトに当たっての配慮	※
	東京都	「取組の必要度」の算定方法の見直し	
	滋賀県	「取組の成果」の算定方法の見直し	
公債費	北海道	財源対策債及び補正予算債の算入率の引上げ	
	栃木県 群馬県 山梨県 大阪府 岡山県	満期一括償還地方債に係る交付税措置	

費目	提出団体	内 容	処理状況
包括算定経費	埼玉県	消防防災ヘリコプターの保有機数に応じた基準財政需要額への反映	
	富山県	包括算定経費の算定に用いる耕地面積の見直し	
	滋賀県	種別補正係数の見直し	
臨時財政対策債口	神奈川県	臨時財政対策債への振替制度の抜本的見直し	
	鳥取県 島根県	臨時財政対策債の算定方法見直し (臨時財政対策債の発行の増嵩に伴い、各道府県の毎年度の償還額が財政力に見合っていない状況にあることを踏まえ、臨時財政対策債発行可能額の算定方法を見直すこと。)	
	北海道 青森県 山形県	臨時財政対策債発行可能額の算定方法の見直し (臨時財政対策債発行可能額の算定に当たっては、財政力の低い地方公共団体に配慮すること。)	※
	茨城県 埼玉県 千葉県 大阪府	臨時財政対策債発行可能額の算定方法の見直し (臨時財政対策債の発行可能額が財政力指数の高い団体に過度に傾斜した配分とならないよう、補正係数の平準化を図ること。)	
	石川県	臨時財政対策債発行可能額の算定方法の見直し (財源不足の対応については、本来法定率の引き上げ等で対応すべきであるが、やむを得ず臨時財政対策債を発行する場合にあっても、その発行可能額の算定にあたっては、標準財政規模の小さい団体に配慮すること。)	
	愛知県	臨時財政対策債の算出における財政力を用いた係数による補正の更なる見直し	

○基準財政収入額に係るもの

税目	提出団体	内 容	処理状況
所得割	千葉県 茨城県 兵庫県	道府県民税所得割における精算制度及び減収補填債制度の導入	
	鹿児島県	都道府県ごとの課税保留台数の多寡を反映するための捕捉率の見直し	
	鹿児島県	都道府県ごとの身体障害者等減免台数の多寡を反映するための捕捉率の見直し	
法人税関係	新潟県	法人二税の基準財政収入額の算定における乗率設定の見直し	

市町村分

○基準財政需要額に係るもの

費 目	提出団体	内 容	処理状況	
総括的事項	東京都	大都市特有の財政需要の反映	※	
	新潟県佐渡市	普通交付税算定における基金残高を用いた算定	※	
	兵庫県尼崎市	徴収率の見直しに伴う地方財政計画増収分に係る制度設計の見直し	※	
	福島県	交付税算定における原発被災団体及び津波被災団体の特例の継続	※	
	大阪府大阪市	標準報酬制への移行に伴う共済組合負担金の適切な算定について		
	青森県 島根県全市町村 島根県 高知県	トップランナー方式における地域の実態を踏まえた算定	※	
消防費	神奈川県箱根町	観光地の財政需要を考慮した普通交付税の算定方法の見直し		
道路橋りょう費	北海道札幌市	道路除排雪経費の実態に見合った寒冷補正係数の引き上げ		
都市計画費	京都府京都市	景観の保全に関する財政需要の適切な反映		
下水道費	滋賀県	下水道費の投資補正(高資本費対策)に係る30年未満要件の見直し		
教育費総括	福島県	教育費の震災特例措置	※	
小・中学校費	青森県 青森県東通村	小中学校費における密度補正 I (スクールバス等)の充実		
	京都府八幡市	準要保護児童生徒に係る密度補正の見直し		
	大分県豊後高田市 沖縄県	小学校、中学校及び幼稚園の空調設備に係る維持管理費の交付税措置		
生活保護費	大阪府大阪市	生活保護費における扶助費を全額算入	※	
	大阪府大阪市	普通交付税に関する省令に合致した医療扶助における被保護者調査第11表「医療費の審査及び決定」に基づき算出した被保護者数を用いた密度補正への変更		
社会福祉費	兵庫県尼崎市	「市区町村子ども家庭総合支援拠点」に係る密度補正の新設市区町村子ども家庭総合支援拠点」に係る密度補正の新設		
	富山県砺波市	密度補正の算定に用いる保育所、認定こども園在籍人員(0歳児)の把握方法の見直し		
	大阪府 大阪府大阪市	児童扶養手当の適正な算入	※	
	島根県松江市	障害支援区分等認定事務等に係る密度補正の新設		
保健衛生費	千葉県	上水道の統合広域化に伴う交付税措置の拡充		
	北海道帯広市	看護師養成に係る補正係数の拡充	※	
	神奈川県横浜市	国民健康保険の都道府県移管に係る基準財政需要額への適切な反映	※	
	大阪府	国保安定化支援事業に係る繰出金の密度補正への適切な算入		
	島根県大田市	病院事業債に係る普通交付税算入上限の見直し		
	北海道札幌市 神奈川県横浜市 神奈川県川崎市 神奈川県相模原市 大阪府大阪市 福岡県福岡市 福岡県北九州市	難病法に関する事務の指定都市への移譲に係る基準財政需要額への適切な反映	※	
	清掃費	神奈川県箱根町	観光地の財政需要を考慮した普通交付税(清掃費・消防費)の算定方法の見直し	

費目	提出団体	内 容	処理状況	
清掃費、商工行政費	京都府京都市	観光立国の推進に関する財政需要の適切な反映について		
徴税費	北海道札幌市	段階補正の拡充		
地域振興費	徳島県	段階補正及び人口急減補正の存続及び適正水準の確保	※	
	鳥取県境港市	人口急減補正による措置額の拡充	※	
	京都府綾部市 鳥取県境港市 島根県松江市	外国青年招致人員等の算定対象の拡大		
	鳥取県境港市	防衛施設周辺整備事業にかかる地方負担額に充当する地方債への交付税措置		
	高知県 高知県大豊町 高知県安田町 高知県本山町 高知県日高村	新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の役場本庁舎の建替えに係る地方財政措置の拡充		
	大阪府大阪市 大阪府守口市	事業所税の基準財政収入額への不算入あるいは現行制度における収入見合いの基準財政需要額への全額算入	※	
	地域の元気創造事業費 人口減少等特別対策事業費	高知県	条件不利地域の配慮の維持	※
	青森県 青森県つがる市 青森県深浦村	条件不利地域の配慮の維持・拡充	※	
福岡県大牟田市	条件不利地域の割増し係数の見直し			
高知県	人口減少等特別対策事業費の「取組の必要度」の係数の見直し			
北海道小樽市	延べ宿泊者数に係る基準財政需要額の算入について			
北海道二セコ町	職員数削減率の算定方法の見直し			
北海道二セコ町	人件費削減率の算定方法の見直し			
千葉県君津市	行革努力分の算定方法の見直し			
奈良県香芝市	人口増加自治体における行革努力の反映			
公債費	千葉県千葉市	市場公募都市の発行の実態に即した「種別補正係数の算定の基礎となる償還条件」等の見直し		
包括算定経費	青森県 青森県つがる市 青森県深浦町	包括算定経費（人口）における情報管理経費の算定について		
臨時財政対策債	神奈川県平塚市	臨時財政対策債発行可能額の算定方法の改善		
	大阪府大阪市	臨時財政対策債発行可能額の算出方法の見直し		
	広島県広島市	臨時財政対策債発行可能額算定上における政令指定都市の取扱い		
合併算定替	新潟県上越市	市町村の姿の変化に対応した交付税算定（公共施設の大規模修繕費等に要する経費について、合併団体数に応じて加算する補正を新設すること。）	※	
	滋賀県	市町村の姿の変化に対応した交付税算定（合併団体の図書館に要する経費について、合併団体数に応じて加算する補正を新設すること。）	※	
	兵庫県	市町村の姿の変化に対応した交付税算定（社会体育施設について、密度補正を適用すること。）	※	
	京都府京都市	市町村の姿の変化に対応した交付税算定（合併前に指定都市ではなかった旧団体の国道・府道に係る維持管理について、合併算定替においても適切に算入すること。）		
	長崎県	市町村の姿の変化に対応した交付税算定（合併団体の実情に応じて、算定方法の見直しを行うこと。）	※	
	沖縄県南城市	市町村の姿の変化に対応した交付税算定（自治会等の公民館的施設に係る維持経費及び公共交通再編に係る経費といった合併団体特有の財政需要について、交付税措置を拡充すること。）	※	

○基準財政収入額に係るもの

税 目	提出団体	内 容	処理状況
所得割	北海道帯広市 千葉県千葉市 神奈川県横須賀市 福岡県大牟田市	市町村民税所得割における精算制度及び減収補填債制度の導入	
	京都府京都市	市町村民税所得割における精算制度及び減収補填債制度の導入	
事業所税	大阪府大阪市 大阪府守口市	事業所税の基準財政収入額への不算入あるいは現行制度における収入見合いの基準財政需要額への全額算入	※
法人税関係	愛知県名古屋市	法人税割の基準財政収入額の算定における乗率設定の見直し	